余裕期間制度（フレックス方式）特記仕様書

Ｒ７.３.１７版

第１条　受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）であり、特記仕様書にて発注者が示す工期に関する事項（全体工期、余裕期間、工事の始期の期限、工事の終期の期限）の内で、受注者は工事の始期および終期を任意に設定できる工事である。

２　受注者が設定する工事の始期は、契約締結日の翌日から発注者が定める工事の始

期の期限までの間で、休日を除く任意の日を工事の始期に設定することとし、工事

の終期については、発注者が定める工事の終期の期限までの間で、休日を除く任意

の日を工事の終期に設定することができる。

３　なお、事前審査型の一般競争入札の場合には、入札参加者（事後審査型の場合には落札候補者）は、資格確認資料提出日に、所定の様式により、工事の始期および終期を、発注者に通知しなければならない。

４　契約締結日から工事の始期の前日までの余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等の準備行為を含む工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責任により行うものとする。

　５　契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合には、監督職員と

協議の上、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工事の始期を変更することができる。

　６　契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がある場合には、　　監督職員と協議の上、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工事の終期を変更することができる。

　７　コリンズ（CORINS）への登録については、契約工期は全体工期を、技術者の従事期間は、工期（工事の始期から終期）とし、余裕期間は含まないものとする。

　８　受注者は、工事の始期の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「工事施行計画書および現場代理人等通知書」により発注者に通知しなければならない。